

回				
覧				

59 原研労中 1-9 号  
2007 年 8 月 28 日

## 「定年後再雇用制度」に対する申入れを行ないました。

- ・「定年後再雇用」ではなく、「継続雇用」を！
- ・安心して働ける処遇を！
- ・常勤と非常勤は選択制に！

8月21日に機構が提案した「定年後再雇用制度の変更案」については前号の「あゆみ速報(59-04)」でお知らせしたところですが、定年後の嘱託雇用を現行の2年から3年とする代わりに、「2年目以降は原則非常勤、報酬は現在の常勤の7割」という内容に、原研労としては「こんなものは受け入れられない」と主張しています。

8月28日、原研労はこの制度に対する要求書を機構に提出しました。常勤と非常勤を選択制として、「級」をなくし、常勤では国家公務員の再任用職員の俸給(行1)の6級相当と同等の報酬、非常勤でも年収300万円程度とするよう求めました。

そもそも、機構は「定年後再雇用制度」と言っていますが、必要なのは年金支給開始年齢までの定年延長であり、それが実現するまでの「継続雇用制度」です。

### 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」より(下線は労組)

(高年齢者雇用確保措置)

第九条 定年(六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置(以下「高年齢者雇用確保措置」という。)のいずれかを講じなければならない。

- 一 当該定年の引上げ
- 二 継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入
- 三 当該定年の定め廃止

2 事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。

定年後嘱託について、職場の実態等、情報・ご意見をお寄せください。

日本原子力研究開発機構  
理事長 岡崎 俊雄 殿

日本原子力研究開発機構労働組合  
中央執行委員長 岩井 孝

### 「定年後再雇用制度」について (要求書)

8月21日付けで「定年後再雇用制度の骨子について(変更案)」の提案があった。63歳まで雇用を延長することは当然である。しかしながら、今回提案された非常勤制度は、生活に支障をきたすとともに労働意欲を失わせるものである。

したがって、提案された非常勤制度は1年間凍結し、以下の内容に沿って早急に労組と協議することを要求する。

- (1) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第9条に基づき、定年を年金支給開始年齢まで引き上げること。
- (2) 定年を引き上げるまでの措置として、今回提案のあった「定年後再雇用制度」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に基づき、安定した雇用を保証できる「継続雇用制度」とするために次の改善を図ること。

常勤の継続雇用者の報酬月額を一律とし、321,100円以上とすること。

非常勤の継続雇用者の勤務日数は一月に14日以内とし、報酬は一律で月額20,000円以上とすること。

常勤、非常勤の勤務形態は、選択制とすること。

以上

定期大会に向けて、活発な分会討議をすすめよう！

### 第93回定期大会

日時 2007年9月14日(金) 13:00~17:00(時刻訂正)

場所 村松コミュニティーセンター2F 会議室(東海村)

(前号の「あゆみ速報(59-04)」の大会公示で、開始時刻を13:30とお知らせしましたが、13:00開始の誤りでした。お詫びして、訂正いたします)

東海地区 分会長会議を開催します。

8月30日(木)、31日(金)の昼休み、組合事務所にて行います。  
分会長さんは、どちらか都合の良い日に出席してください。